

○奈良教育大学イメージキャラクター取扱要項

(平成20年9月16日規則第71号)

改正 平成24年2月22日規則第17号 平成27年7月29日規則第39号
平成29年10月18日規則第29号 令和3年2月19日規則第6号
令和4年4月1日教育大要項等

第1 趣旨

奈良教育大学(以下「本学」という。)のイメージキャラクターについては、この要項に定めるとおりとする。

第2 イメージキャラクター

本学のイメージキャラクターの基本原型は、別紙のとおりとする。

第3 使用承認の申請等

イメージキャラクターを使用しようとする者は、あらかじめイメージキャラクター使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、学長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 本学が主催する事業の開催に使用するとき。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、学長が適当と認めたとき。

第4 使用承認

1 学長は、第3に規定する申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、イメージキャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 本学の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 本学の正しい理解の妨げになり、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学長がイメージキャラクターの使用について不適当と認めたとき。

2 前項の承認は、イメージキャラクター使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行うものとする。

第5 使用料

イメージキャラクターの使用料は、次に掲げる基準に基づくものとする。なお、有償の場合の使用料については別に定める。

(1) 無償となる場合

団体等	使用目的
学内者(奈良国立大学機構を含む。)	資料、広告掲示物、ノベルティ等を使用するとき。
国、地方自治体、その他公共団体	公共に使用するとき。
自治会、その他公共的団体等	公益的な活動に使用するとき。
放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関	報道目的に使用するとき。
その他	広報委員会が適切と認めるとき。

(2) 有償となる場合

上記以外の営利目的での生産販売等

第6 使用上の遵守事項

イメージキャラクターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、学長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、イメージキャラクターの使用に関する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 使用するデザインは、基本原型を著しく逸脱しないこと。
- (4) 原則として、物品等には奈良教育大学イメージキャラクター「なっきょん」の表記を付すること。

第7 見本品の提出

イメージキャラクター承認に係る物品等の完成品は、速やかに学長に提出するものとする。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

第8 承認内容の変更の申請

- 1 イメージキャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、イメージキャラクター使用変更申請書(様式第3号)を学長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、イメージキャラクター使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行う。

第9 承認の取消し

学長は、イメージキャラクターの使用がこの要項及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該イメージキャラクターの使用承認を取り消すことができる。この場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、学長はその責めを負わない。

第10 事務

イメージキャラクターに関する事務は、総務課が処理する。

第11 雑則

この要項に定めるもののほか、イメージキャラクターの取扱いについて必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成20年9月16日から施行する。

附 則(平成24年2月22日規則第17号)

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月29日規則第39号)

この要項は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年10月18日規則第29号)

この要項は、平成29年10月18日から施行する。

附 則(令和3年2月19日規則第6号)

この要項は、令和3年2月19日から施行する。

附 則(令和4年4月1日教育大要項等)

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第3関係)

奈良教育大学イメージキャラクター使用申請書
[別紙参照]

様式第2号(第4、第8関係)

奈良教育大学イメージキャラクター使用(変更)承認書

[別紙参照]

様式第3号(第8関係)

奈良教育大学イメージキャラクター使用変更申請書

[別紙参照]

別紙

奈良教育大学キャラクター色設定

[別紙参照]